

勤労市民ニュース

平成 29 年 (2017 年) 9 月 30 日 No.105
編集発行 鎌倉市産業振興課勤労者福祉担当
〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10
電 話 0467-23-3000 内線 2402
e メール rousei@city.kamakura.kanagawa.jp
URL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

平成29年度の神奈川県最低賃金の改正のお知らせ

神奈川県最低賃金 時間額 956 円！

26円引き上げ

効力発生日 平成29年10月1日

最低賃金は、県内事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。

なお、精皆勤手当・通勤手当・家族手当、臨時に支払われる賃金等は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。

神奈川県最低賃金

検索

女性のセカンドキャリアステップセミナー

参加費無料

第4回 11月14日(火) 10~12時

第5回：2018年1月23日(火) 第6回：2018年3月6日(火)

鎌倉生涯学習センター（きらら鎌倉）4階 第7集会室

鎌倉市小町 1-10-5

問い合わせ・ご予約は

かまくら主婦's ネットワーク <http://kamakura-net.jimdo.com/>

又は 鎌倉市 産業振興課 勤労者福祉担当 TEL 0467-61-3853（直通）

☆鎌倉市協働事業です☆

単発でのご参加もOK！

街頭労働相談会

参加費無料

社会保険労務士は
20日(金)のみです

10月19日(木)、20日(金) 13~19時

大船駅ルミネウイング 3階正面入口 鎌倉市大船 1-4-1

鎌倉市では、神奈川県と共催して街頭労働相談を行います。残業代が支払われない、契約途中で解雇された、パートの有給休暇・保険は？年金について…などの相談を受けるとともに、労働問題対処ノウハウ集など資料も配布します。★相談員：かながわ労働センター職員

問い合わせ：鎌倉市 産業振興課 勤労者福祉担当 TEL 0467-61-3853（直通）

育児休業に係る制度の見直し (育児・介護休業法、雇用保険法関係)

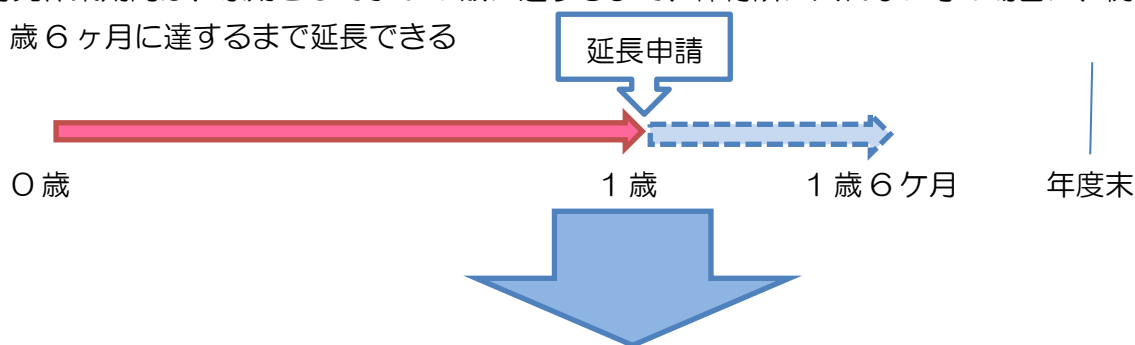
★育児休業期間の延長★

改正の趣旨

保育所に入れない等の理由で、やむなく離職する等、雇用継続に支障が出る事態を防ぐため、保育所に入るまでは育児休業を取得出来るように措置する。

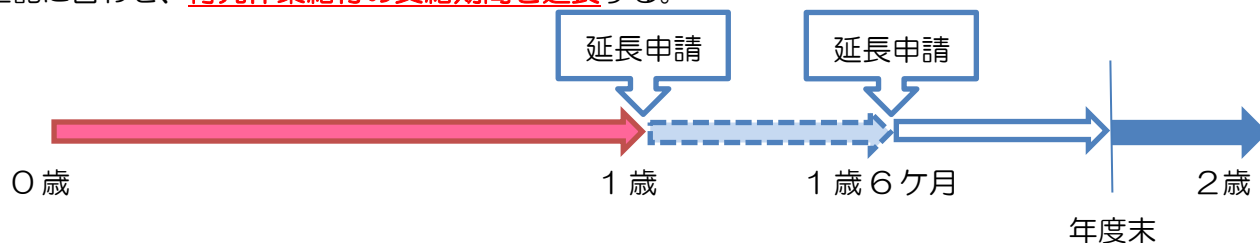
現行の内容・課題

○育児休業期間は、原則として子が1歳に達するまで、保育所に入れない等の場合に、例外的に子が1歳6ヶ月に達するまで延長できる



改正の内容(平成29年10月1日施行)

- 1歳6ヶ月に達した時点で、保育所に入れない等の場合に再度申請することにより、育児休業期間を「**最長2歳まで**」延長できる。
- 上記に合わせ、**育児休業給付の支給期間を延長**する。



★育児休業制度等の個別周知★

改正の内容(平成29年10月1日施行)

○事業主は、労働者又はその配偶者が妊娠・出産した場合、家族を介護していることを知った場合に、当該労働者に対して、個別に育児休業・介護休業に関する定め周知に努めることを規定。

★育児目的休暇の新設★

改正の内容(平成29年10月1日施行)

○事業主に対し、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、育児に関する目的で利用できる休暇制度の措置を設けることに努めることを義務付ける。



失業給付等の拡充（雇用保険法）

（平成 29 年 4 月 1 日施行（（4）は平成 29 年 8 月 1 日施行、（5）（6）は平成 30 年 1 月 1 日施行））

- （1）リーマンショック時に創設した暫定措置を終了する一方で、雇用情勢が悪い地域に居住する者の給付日数を 60 日延長する暫定措置を 5 年間実施する。また、災害により離職した者の給付日数を原則 60 日（最大 120 日）延長できることとする。
- （2）雇止めされた有期雇用労働者の所定給付日数を倒産・解雇等並みにする暫定措置を 5 年間実施する。
- （3）倒産・解雇等により離職した 30～45 歳未満の者の所定給付日数を引き上げる。
[30～35 歳未満：90 日→120 日 35～45 歳未満：90 日→150 日]
- （4）基本手当等の算定に用いる賃金日額について、直近の賃金分布等を基に、上・下限等の引上げを行う。
- （5）専門実践教育訓練給付の給付率を、費用の最大 70%に引き上げる。[最大 60%→70%]
- （6）移転費の支給対象に、職業紹介事業者（ハローワークとの連携に適さないものは除く。）等の紹介により就職する者を追加する。

失業給付 改正 検索



仕事 休もっ化 計画

10月は年次有給休暇取得促進期間です。

ワーク・ライフ・バランス

- ①仕事と生活の調和のために、計画的に年次有給休暇を取ろう。
- ②土日・祝日にプラスワン休暇して、連続休暇にしよう。
- ③話し合いの機会をつくり、年次有給休暇を取りやすい会社にしよう。

仕事休もっ化計画 検索



平成 29 年度「全国労働衛生週間」10 月に実施

～今年のスローガンは、一般公募に応募のあった 457 作品の中から決定～

『働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場』

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和 25 年から毎年実施しているもので、今年で 68 回目になります。毎年 10 月 1 日から 7 日までを本週間、9 月 1 日から 30 日までを準備期間とし、各職場でさまざまな取組を展開します。

労働衛生分野では、治療をしながら仕事をしている方が労働人口の 3 人に 1 人と多数を占めているなど、治療と仕事の両立が大きな課題となっているほか、職場におけるメンタルヘルス不調や過重労働、化学物質を原因とする健康障害などが重要な課題となっています。

全国労働衛生週間 検索



労働動態調査

ご協力をお願いします!!

市内の事業所に勤務する勤労者の実態を明らかにし、行政上の基礎資料を得るとともに、市内勤労者の労務改善の参考資料となることを目的として、毎年10月1日現在で、「労働動態調査」を実施しています。無作為に抽出した1000事業所を対象に11月中旬に調査票を発送し、記入・返送をお願いしています。回答いただきました内容は調査目的以外には使用いたしません。

なお昨年度の調査結果は「鎌倉市の労働事情 平成28年度」として、支所等に配置をしています。市のホームページにも掲載しています。

職場の困りごと相談会

相談無料・秘密厳守!

職場で困ったことは起きていませんか。鎌倉市では、神奈川県かながわ労働センターと共催して、職場の困りごと相談会を行います。退職、解雇、賃金、労働時間等の労働条件についての相談や労働手帳などの資料の配布も行います。

日時：平成29年11月17日（金）午前10時～午後4時

場所：鎌倉市役所1階ロビー 相談員：かながわ労働センター職員

問合せ先 鎌倉市 産業振興課 勤労者福祉担当 TEL 0467-61-3853（直通）

各種相談

相談無料・秘密厳守!

鎌倉市では、専門家による労働問題に関する個別相談を無料で行っています。詳しい日時等は、広報かまぐらの毎月1日号に掲載しています。電話予約のうえお気軽にご利用ください。

（なお、鎌倉市が費用を負担するため相談記録を市職員が確認します。予めご了承ください。）

予約・申込：鎌倉市 産業振興課 勤労者福祉担当 TEL 0467-61-3853（直通）
（予約受付は原則前月20日から）

メールによる労働相談

労働問題全般にわたり、社会保険労務士が相談に応じます。

鎌倉市のホームページ <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kinrou/msoudan.html> から相談を。回答まで一週間程度のお時間をいただく場合があります。メールによるご相談は、原則として一回の往復に限ります。回答をご覧になってご不明な点は、面談による労働相談をご利用ください。

労働相談

職場での様々な労働問題や年金問題等に社会保険労務士が相談に応じます。

労働法律相談

勤労者の直面する法律問題に弁護士が相談に応じます。

メンタルヘルスカウンセリング

職場や日常生活ストレスで悩んでいるご本人、その同僚や家族の相談に、産業カウンセラーが応じます。

就職支援相談

キャリアコンサルタントが相談に応じます。就職活動に関する事なら何でもご相談ください。お子様の就職を心配されるご家族のご相談もお受けしています。